

栃木県シルバー大学校  
第40期生の募集

●募集内容：▼中央校320名(水曜コース160名)▼南

木曜コース160名)▼南校120名(金曜)▼北校120名(火曜)

●学習時間：週1回1日4時間、午前10時～正午・午後1時～3時

●学習年限：2年間

●授業料など(年額)▼授業料18500円▼資料代2050円▼授業教材費や学生自治会費・クラブ活動・交通費などは自己負担。

●応募資格：県内在住で次の条件をすべて満たす方①60歳以上(平成31年3月31日現在)②地域活動を実践している、または、地域活動に意欲がある方③第25期生(平成17年度)以降のシルバー大学校を卒業していない方

※50歳(平成31年3月31日現在)～60歳未満の方でも他の要件を満たし、市長の推薦があれば応募できます。

●応募手続：①申込方法…入学願書などに必要事項を記入の上、返信用封筒と併せ

て、希望校または市高齢者幸福課へ持参または郵送で申し込み。市長の推薦が必要な方は市高齢者幸福課へ提出。②受付期間…平成30年6月1日(金)～30日(土)

※郵送の場合、当日消印有効(届出先により開庁日が異なるため、あらかじめ各窓口にお問い合わせください。)

③提出書類：入学願書、返信用封筒(82円切手貼付)

●学校説明会：▼中央校…6月4日(月)▼南校…6月5日(火)▼北校…6月7日(木)②時間…午前10時～正午③希望する学校説明会に当日直接お越しください。

問申 高齢者幸福課 東1階 TEL(23)8740

▼中央校(宇都宮市駒生町3337・1)

TEL 028(643)3390  
▼南校(栃木市神田町9・40)

TEL 0282(22)5325  
▼北校(矢板市矢板54)

TEL 0287(43)9010

平成30年度介護支援専門員実務者研修受講試験

●日時：10月14日(日)午前10時～正午

●場所：①宇都宮大学峰キャンパス(宇都宮市峰町350)②とちぎ健康の森(宇都宮市駒生町3337・1)

●申込書の配布：6月1日(金)～29日(金)までに市高齢者幸福課、栃木県庁高齢対策課、各健康福祉センター、とちぎ福祉プラザ、栃木県シルバー大学校各校、とちぎ健康の森にて配布。

●申込方法：6月12日(火)～29日(金)までに左記へ簡易書留にて直接申し込み。

●費用：7700円  
問申 福祉とちぎ健康福祉協会 事業企画課 TEL 028(650)5587

身体障害者巡回相談

県では身体障害者への相談、支援を目的とした、医師や看護師等の巡回相談を実施しています。

●日時・場所：①8月29日

(水)／那珂川町健康管理センター②2月6日(水)／那須烏山市保健福祉センター

●相談内容：①補装具などの適合判定②医学的な相談・判定③生活全般の相談

●費用：無料  
●申込方法：開催日の1カ月前までに左記へ電話または窓口にて申し込み。

問申 福祉課 東1階 TEL(23)8921

うたの王様出張予選会

今年も大田原市でうたの王様出張予選会を開催します。

●期日…平成30年6月23日(土) 午前9時～整理券配布

●場所…道の駅那須与一の郷 那須与一伝承館多目的ホール

●出場資格…どなたでも参加できます

●その他

▶出場を希望する方は、当日会場に直接お越しください。事前申し込みは必要ありません。

▶予選会の観覧は自由です。

▶予選会の合格者はとちぎテレビで行われる本選の収録に参加することができます。

▶詳細は下記までお問い合わせください。

問 とちぎテレビ TEL 028(623)0032  
市情報政策課 A 2階 TEL(23)8700



税



記帳説明会・消費税の軽減税率制度説明会

記帳・記録保存義務の内容や記帳の仕方、備付帳簿などの説明会を、次のとおり開催します。なお、軽減税率制度などの説明会には、次の対象者以外の方も出席できます。

対象者区分	年月日	時間	会場
白色	6月14日(木)	9:30～11:30	大田原市生涯学習センター2階会議室B
		13:30～15:30	
青色	6月15日(金)	9:30～11:30	大田原市生涯学習センター1階研修室D
		13:30～15:30	

※前半が記帳説明会(80分)、後半が軽減税率制度などの説明会(30分)となります。  
※開催会場への直接のお問合せはご遠慮ください。  
**問** 大田原税務署  
**TEL** (22) 3115

年金を受給している65歳以上の方の市民税・県民税特別徴収制度

平成30年4月1日現在、65歳以上の方で、年金の所得に對して市民税・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度(年金支給額から市民税・県民税を天引きして納付する制度)により、市民税・県民税を納付していただくこととなります。

この制度は年金受給者の納税の利便性の向上を目的に導入された制度です。

なお、この制度はあくまで徴収方法を変更するものであり、市民税・県民税の計算方法が変更になったわけではありません。

●特別徴収の対象者

- ・前年中に公的年金の支払いを受けかつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方
- ・4月1日現在65歳以上の方
- ・遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方
- ・市の行う介護保険の保険料が年金から特別徴収(天引き)されている方

●特別徴収の対象となる年金  
老齢または退職を支給事由とする公的年金

●特別徴収される税額：公的年金所得にかかる所得割額と均等割額

※給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は除かれます。

●税額などの通知：年金から特別徴収される金額は、送付される「平成30年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」に記載していますので、ご確認ください。左記へお問い合わせください。

※年金からの特別徴収が停止され、市民税・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

※不明な点は左記までお問い合わせください。

**問** 税務課 **B** 1階  
**TEL** (23) 8725

■特別徴収の方法と例

- 特別徴収開始1年目の方(昭和27年4月2日から昭和28年4月1日生まれの方)  
年金の前半と後半で徴収方法が異なります。  
▶前半：年金にかかる年税額の半分の金額を2回に分け、6・8月に普通徴収(市役所または金融機関などで納付書により納める方法)により納付。  
▶後半：残った年税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

(例) 公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

期別および支給月	年税額の1/2を普通徴収		年税額の1/2を年金支給額から特別徴収		
	1期(6月)	2期(8月)	公的年金(10月支給分)	公的年金(12月支給分)	公的年金(2月支給分)
年税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

- 特別徴収2年目以降の方(昭和27年4月1日以前生まれの方)  
年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。  
▶前半：平成29年10月から翌年3月の間に特別徴収で天引きされた額に相当する額を3回に分け、4・6・8月に支給される公的年金から特別徴収。  
▶後半：平成30年分年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

(例) 公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

年金支給月	仮特別徴収税額を特別徴収			年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
算出方法	前年度の年税額の半分の金額を3回で徴収			10月以降の支給月は、年税額(63,000円)から仮特別徴収税額(30,000円)を差し引いた額33,000円を3回で徴収		